

戦時期の記者倶楽部再編

森 暢 平

はじめに

新聞社、通信社の記者による取材互助組織「記者倶楽部」が、第二次世界大戦下に、新たな「記者会」に再編されたことはよく知られている。記者倶楽部は、現場記者が自主的に運営する任意団体で、各官衙に複数存在することも、中小メディアや雑誌社の記者が加盟することもある多種多様な存在であった。そのうち主に中央官庁に存在したものが、日米開戦翌日の一九四一年一月九日、一斉に廃止される。そして、新聞連盟が政府と連絡のうえ、一官衙一団体の原則で設置したのが、新しい「記者会」である。政府・軍の発表は、新聞連盟の下部機関としての「記者

会」を通して行われることになった。

メディア史の近年の代表的な概説書である佐々木隆の『メディアと権力』は、取材の相互規制、排他性、施設の無料使用など、権力との間合いをなくした状況を「制度化・統一化」したのが、記者倶楽部再編であったとした。⁽¹⁾山本武利も、「ファシズム統制とともに、記者クラブは権力側の報道宣伝機関に組み込まれ」たと強調し、上意下達、世論指導の一翼を担ったと評価した。双方とも、新聞側の「翼賛」「同調」「共犯性」を重く見る立場である。

これに対し、日本新聞協会が一九六八年にまとめた『新聞の取材』には、「記者クラブも、完全にそのキバを抜かれてしまい（略）国家総動員法による『新聞事業令』が出ると、統制はさらに強化されて、記者クラブは、いよいよ

受難時代にはいる⁽³⁾」と、新聞側の被害者性を強調する。同協会が二〇〇二年に改定した「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」でも、「記者クラブはその後、第二次大戦の戦時統制下で残念ながら発表だけを報ずることを余儀なくされた⁽⁴⁾」と書かれており、「弾圧」により報道の自由が奪われたとする見方が、新聞業界団体の公式見解である。

ただし、敗戦一〇年前後には、倶楽部再編のプラスの側面を、日本新聞協会自身が評価していた。一九五六年に刊行された『日本新聞協会十年史』は、「官庁にくいこんでいた街のダニともいふべき悪徳記者はまったく影を消し、またクラブ内の協定のほうが本社の指令より強力であったという弊害が一掃されたことは大きい業績であった⁽⁵⁾」と書く。敗戦の四年後の小野秀雄も、倶楽部には利権や情報を狙って政財界に売り込む不徳漢もあり、記者の教養、人格も一様でなく、戦争の拡大で「機密洩れ防止の上から倶楽部の整理粛正が期待」されていたと言っている。小野は、倶楽部再編は「期せずして倶楽部の大粛正となり、倶楽部記者は官庁の信頼するに足る記者のみとなつた」と総括する⁽⁶⁾。

ところで、メディア史の最近の研究では、「翼賛」と「弾圧」の一方に偏った見方よりもむしろ、新聞と政府・軍の関係を相対化する必要性が叫ばれている。新聞社統合については、吉田則昭が、軍と政府の権力性と、生き残りかけた新聞資本の自発性との拮抗として描き、注目される。すなわち、新体制の構築を進める軍部・官僚と、それと迎合、対立しながら既得権益を広げようとした新聞資本の、二つのアクターの力関係の中で、統合が進んだという見方である⁽⁷⁾。有山輝雄も、同様に、新聞の公益性、裏面の新聞社の私益操作という二重の論理の中でメディア企業⁽⁸⁾の再編成が進んだと書く。

しかし、軍部・官僚と新聞資本の相剋、あるいは、公益と私企業の利益の二重性という捕らえ方も、依然として、事態を単純化しているように見える。そもそも「軍部」「官僚」を一つにまとめることに無理があるし、政府からの情報の流れを集中しようとした情報局と、軍や他の省庁とは所掌権限をめぐって軋轢があつたはずである。報道機関側でも、大手中央紙、『同盟』、ブロック紙、地方紙、あるいは、中小通信社の利害は異なっていた。これに現場記者たちの思惑も加わる中で、実際の統制が断行される。

「軍部・官僚」と「新聞資本」という二項対立以上のダイナミズムの中で記者倶楽部が再編されたはずである。本論文は、記者倶楽部再編に働いた複数のアクター同士の相互作用を分析し、統合の全体像を明らかにしようという試みである。

付け加えると、報道統制の目的は、政府から国民への情報の流れを、政府がコントロールできる程度にスリムにすることであった。新聞社統合や検閲が情報のアウトプットの統制であったとすれば、記者倶楽部再編はニュースのインプットの統制で、双方の進展があつて統制が全体として進んだ。前者については、前記吉田、中園裕らの研究が進んできたが、倶楽部再編はほとんど研究対象とされていない。

特に強調したいのは、記者倶楽部再編が段階的な過程を経ていく点である。日米開戦直後に電撃的に実施されたことに目が行くあまり、当局による一方的な再編と理解されがちであるが、実際には複雑なプロセスがあつた。日中戦争の本格化とともに前段的な試みがいくつもあり、さらに、一九四一年の第一次再編は不十分な形であつたため、翌年、第二次再編が実施される。こうした紆余曲折を見直すこと

で、妥協や拮抗の中で再編の姿が浮かび上がるであろう。本論は四章からなる。第一章は、日中戦争の本格化したころの記者倶楽部のあり方、特に依然として取材相手との不透明な関係が続き、批判の対象であつたことを振り返る。第二、三章が、倶楽部再編を各アクター間の力関係の中で考える。第二章が一九三九年から四〇年にかけての前段的な試みの検証であり、第三章が、二次にわたる再編の分析である。そして、第四章では、記者会誕生で変わったもの、あるいは変わり得なかつたものは何であるのかを考えていきたい。

第一章 記者倶楽部への批判

記者倶楽部を再編する試みは、昭和初期にもあつた。拙論「昭和戦前期の記者倶楽部」は、満州事変前後の記者倶楽部整理の試みをまとめたが、結果的に、現場記者の抵抗で倶楽部統合は実現しなかつた。⁹⁾当時、新聞業界の企業化は最終段階に入り、取材の効率化、経費削減の観点から、記者倶楽部問題がクローズアップされた。社員解雇への反対の拠点となつていく記者倶楽部の「自主権」が、経営者

と編集幹部の目の敵となつていったのである。前記拙論は、倶楽部の弊害を、①倶楽部が新規加入を独自に制限する取材アクセス規制、②倶楽部が社に無断で報道を制限する独自協定、③総会と称して年に二回、慰安旅行に行く問題、④利権問題——の四つの論点に整理した。

しかし、新聞統制が現実の問題として浮上する盧溝橋事件以降になると、論点は大きく変わる。戦争の進展とともに新聞記者の質的向上が叫ばれ、新聞の公益性にふさわしい記者のあり方と実態の乖離が問題になる。そして、依然として記者の「利権」、あるいは「役得」の巢窟であつた記者倶楽部の実態が繰り返し批判対象となる。実際、捜査当局が、摘発にまで踏み切る事例も増えていく。

例えば、一九三八年三月五月、大阪米穀取引所と株式取引所の記者倶楽部のメンバーらが次々に警察に検挙される事件があつた。米穀取引所関係では、取引員の不祥事につけ込んで恐喝し、金を巻き上げた容疑らしい。株式取引所では、ある破産宣告者が株式で利益を上げ資産を増やしていることをネタに、やはり恐喝を働いたようだ。『大阪毎夕』『大阪日日』『大阪今日』『夕刊大阪』などのローカル紙だけでなく、『大毎』『大阪時事』『中外』『都』など大手

紙を含め、計一〇人以上が、身柄を拘束されたり、予審に付されたようだ⁽¹⁰⁾。中でも、『大阪毎夕』経済部長の小西福松は、『統制下の非常時米界』⁽¹¹⁾などの著書がある米穀取引担当のベテランであり、同じく検挙された『大毎』の小野静夫は、経済部の最古参記者であつた⁽¹²⁾。

一九四〇年春、京都市政倶楽部では、記者の現金收受事件が発覚した。『大毎』『京都日日』『京都市出』などの記者六人が、広告料、視察費用などの名目で、市当局から現金を引き出していたとして、拘束された。『京都日日』では、編集局長と政治部長が拘束され、当時の市村慶三市長も召喚されるなど、市政界、メディア界に衝撃を与えた⁽¹³⁾。

目を東京に転じれば、一九三七年一二月、東京府市庁の「自治研究会」で、麻雀賭博の現場を警視庁に摘発される出来事があつた。官僚から金員をせしめ、倶楽部を除名された『東京毎夕』の記者が逆恨みして、賭博の実態を通報したらしい⁽¹⁴⁾。司直の手が入つたわけではないが三九年五月、農林省の「農政記者会」で、有馬頼寧農相が旗を振って創刊した広報誌『農政』の経営に記者たちがかわり、内職ではないかと問題となつた。特に『読売』『同盟』の記者が、新たに設立された農政協会の常務理事に就任し、広告

を取るなどして「月々の収入は本社の月収以上だ」とも言われたという。¹⁵⁾

こうした記者倶楽部の実態はどのような言説で語られていたのだろうか。『現代新聞批判』は、大阪の米穀、株式の取引所事件について解説している。

不正な金でも貰はなければやつて行けないやうにした新聞社の責任も当然問はれなければならぬ問題だ。大新聞の記者でも決して楽な生活をしてゐないことはチヨットその内部に入つて見れば直ぐに分ることだ。またたちの悪い中小新聞社になると、月給は御覧の如く少いから、不足の分はよそから貰つて来いといふ社も現にあつたと聞いてゐる。¹⁶⁾

東京府市庁担当記者について、『新聞と社会』も同様に指摘している。

市会や府会或は市当局の首のすげかえ問題にも一役買つて出るから相当新聞社の月給以上の収入が懐中に入るわけだ、中には新聞社には仮りの籍だけをおいて月給はいらぬから市役所受けもちだけにして呉れ……といふ素晴らしい記者名借用希望者もあるといふ。¹⁷⁾

企業化を進め、競争を戦う新聞社、特に中小新聞社は、

記者の待遇を改善できなかつた。出先の記者倶楽部は取材経費を節約する手段であつただけでなく、記者の「役得」で給料の安さを補っている実態があつた。各新聞社はそれを知つていながら、放置していたのである。明治から大正期の「ユスリ記者」「ワイロ記者」の存在は、山本武利がすでに指摘しているが、大卒記者が増加し、記者の資質が向上したはずのこの時代にも、同様な実態が残つていた。そして、日中戦争の本格化は旧弊の存続を許さなかつた。自主権を謳歌していた記者たちの自由は、時局をわきまえない悪習と批判されるのである。「新聞と社会」は言う。

これまでの記者倶楽部は、何んのことはない新聞記者の怠け場所であつた。碁将棋の集会所の観があつたばかりでない、コリント・ゲームが流行すれば、コリント・ゲームを備へつけて、それで賭博をやり、麻雀がはやれば、麻雀賭博をやる。現にまだ麻雀賭博をやめずにゐる倶楽部もあるといふので問題になつてゐるという話もある。¹⁹⁾

こうした批判から生まれるのは、記者倶楽部改革への期待である。大阪の取引所事件について、『新聞と社会』は「大阪府警察部では、かうした集团的悪に対して、飽迄も

追究し新聞記者の悪弊を根滅する方針を捨てず」「新聞界はさうした疾風のな検査の手が、どこにのばされてくるかわからぬとあつて、不安な空気に襲はれてゐる」と、戦々恐々とする新聞界を描いた上で、「大阪府警察部が（略）集団的悪に対する徹底的掃滅を期してゐる」と悪徳記者肅正への期待をにじませた。²⁰

さらに、倶楽部の記者から外国メディアの特派員、通信員に情報が洩れていく問題が、防諜の観点から言及される例も少なくない。これに関連し、難波功士は宣伝、防諜などの手本となっていたナチスドイツとの対比で、日本の実情を嘆く言説が多かつたことを指摘している。²¹記者倶楽部との関係で言えば、一九三九年八月、日独伊の同盟問題で協議した五相会議の内容が外国メディアに洩れたのではないかと問題視されたことがあつた。「新聞之新聞」は、「外国通信員間で語つてゐる処を聴くと日本程情報の得易い国はないそうだ」とした上で次のように言う。

会議に関係した大臣が日本新聞記者達の何れかが洩らさねば絶対に此の内容は外国通信員達に知れる性質のものではないとか言つた相だ（略）国民、特に報道の仕事に携つてゐる人達は一言一動を謹しんで貰ひた

(22)

こうして旧態を脱しない記者倶楽部は非難の対象となり、「当局としては新聞統制が近く行はれるのに鑑み、かゝる出先記者の行状に就いても徹底的検討を加へ、時局認識に欠けたるものは容赦なく退去を要請、更に進んで倶楽部の閉鎖も巴むなしと肚を決めてゐる様で一部には倶楽部無用同盟統一論すら台頭する²³」とまで評されるようになった。

一方、新聞社側でも、戦争の本格化により、内閣、外務省、陸軍、海軍などの主要官衙以外は「殆んどニュースといふニュースもなく（略）各倶楽部共暇を持って余し気味であるのに反し本社は何れも出征特派員等により手不足を訴へて²⁴」いる実情が問題視される。記者倶楽部の改革が必要であるという認識は広く共有され、倶楽部再編は、官界、新聞界の共通のアジェンダとなつていくのである。

第二章 統制前夜（一九三九—四〇年）

1、陸軍記者倶楽部の閉鎖

記者倶楽部再編が不可避であるという言説が繰り返される中、大きな転換点となつた出来事があつた。一九三九年

二月の「陸軍省記者倶楽部」の閉鎖事件である。

直接の発端は、陸軍省情報部が同月七日夜、記者倶楽部解散を通告し、記者室を使用できないように閉鎖したことだ。問題は、前年暮れの『東朝』の協定破りにさかのぼる。第一次近衛文麿内閣が総辞職直前の一二月二九日、板垣征四郎陸相は、杉並区の近衛邸（荻外荘）を訪問、約四時間にわたって会談を続けた。中国政策の行き詰まり感などから政権を投げ出そうとしていた首相に対し、その地位に止まるよう直談判したのである。邸外で待っていた記者団に対し、陸相は、現在で言うところの「ぶら下がりの取材」に応じた。「陸軍省記者倶楽部」はこの取材の内容をそのまま記事にしないことを協定したらしい。ぶら下がりの内容は、オフレコ、ないし、背景説明であり、直接引用ができないはずだった。

ところが、『東朝』は翌朝の記事で陸相談話を一三行引用する。内閣総辞職の直前の焦点となる会談である。政変の子兆を踏み込んで書けないが、子兆をほのめかさないと会談の意味が伝わらない。各社は内容を工夫したが、『東朝』だけが談話を掲載し、陸相が、首相留任を強く要請していることを暗示した。もともと『東朝』の記者は、倶楽

部内で反発を買っていたようだ。そのこともあり、記者倶楽部は年が明けた二月八日、『東朝』記者を除名処分にした。⁽²⁵⁾

陸軍省情報部は、『東朝』に同情的で、倶楽部側に厳しかった。『新聞と社会』によると、①当局発表を握りつぶす協定がしばしば行われている、②軍の動きなどの機密を財界や株式取引所筋に流して小遣い稼ぎをしている倶楽部員がいる、などの理由で、情報部は倶楽部の実情に手を焼いていたという。そのため、特定の倶楽部員の除名と、『東朝』記者の復帰を要請し、拒否されると即時に解散を命じた。当時の情報部長は、その四年半前、いわゆる陸軍パンフレットの製作にかかわった「革新派」の清水盛明である。倶楽部側は、決議文を挙げてこれに抗議するとともに、「新聞通信記者団総連盟⁽²⁶⁾」に訴える動きもあったようだ。しかし、事態は長引くことなく解決する。軍務局長の町尻量基の仲介によって、二日後の二月九日夜、閉鎖は解除された。

一連の動きは、陸軍が組織を挙げての統制というより、報道担当の情報部が倶楽部に灸を据える意味合いが大きかった。にもかかわらず、事件が新聞界に与えた衝撃は大

きい。倶楽部室の管理権を持つ当局が、倶楽部自治の既得権を無視し、「非常時」「国家総力戦」を名目に決意さえすれば、倶楽部の閉鎖、解散、改組が必至であることが認識されたのである。

当局が実力で記者倶楽部を閉鎖したのは、一九一八年の外務省における「霞倶楽部事件」以来である。どちらの事件も、すぐに閉鎖が解除されるという結果は同じである。ところが、「新聞の自由が守られた」と「戦果」が長く記憶される霞倶楽部事件とは異なり、今回の事件の場合、当局の意向をくんだ大手中央紙の編集幹部は、自主的な倶楽部統制への動きを見せることになる。東京新聞界の大手八社（「東朝」「東日」「読売」「国民」「報知」「中外」「都同盟」）政治部長会が、倶楽部改革へと動き出す。

例えば、立憲政友会の「山下倶楽部」では、一九三九年四月の段階で、「本社の指令を体する八社出先記者によって倶楽部分裂が運動され（略）中央、毎夕、二六、自由通信の四社（約八名）と袂を別つことに内定した⁽²⁸⁾」。「陸軍省記者倶楽部」でも、八社を中心とする正会員とその他の準会員を区別し、正会員だけが、記者会見に出席できる規約改正案が提案された⁽²⁹⁾。

ところが、八社の現場記者の中には、「友交的情実よりして他社を容易に除外し得ずとする悩み」⁽³⁰⁾があり、分立はうまくいかなかった。「山下倶楽部」の場合、時を同じくして正統派、革新派の政友会分裂騒動が起こっていた影響もある。正統派寄りであることが批判された「山下倶楽部」の記者たちは、「報道の足並みを揃へる必要上」、分裂には踏み込めなかった⁽³¹⁾。「陸軍省記者倶楽部」は二三社一二〇人余りが加盟していた花形倶楽部であったが、三分の二は非常駐会員であり、常駐する余力のない地方紙や中小通信社を排斥するのが規約改正のポイントであった。しかし、「台湾日日」「満州日日」の外地紙の反対に加え「東朝」「報知」「同盟」の現場記者も反対に回り、倶楽部改革は中途半端に終わる⁽³²⁾。

八社の運動が唯一成功したのは、外務省である。「内紛もなければ、感情の対立もない」とされる「霞倶楽部」で、八社が結束して脱退したのは三九年七月。新たに、「外務省記者倶楽部」が結成された⁽³³⁾。

八社の動きの背後には、内閣情報部がいた。一九三六年の『同盟』発足と『時事』解散で、東京の報道機関は大手八社と、その他弱小紙の格差が決定的となった。そうした

状況下、内閣情報部の前身の情報委員会当時から「新聞政策一般二閣シ意見交換ノタメ」、八社政治部長と月一回の懇談が開かれていた。いわゆる内面指導である。⁽³⁴⁾ただ、内閣情報部には言論機関統制の法的権限はなく、八社政治部長会は「行政指導」の場であった。八社側も全新聞界を代表しているわけではなく、任意の集まりである限界があった。政府側にも、新聞業界側にも、法的な正当性がなかったわけである。そこで、新聞統制を目指した政府はまず、法的な枠組み作りと、新聞社側の受け皿団体の結成に動くことになるのである。

2、新体制運動と内閣情報部

次の動きは、一九四〇年七月の第二次近衛内閣の成立とともに始まる。政府による強力な啓発宣伝を考えた新内閣は八月一六日、内閣情報部と、外務省情報部、陸軍情報部、海軍省海軍軍事普及部、内務省警保局図書課などを統合した強力な情報機関を設置する改革を閣議決定した。構想は同年一二月に情報局が発足して、結実する。

近衛内閣の新体制運動は新聞界にも直接的な影響を及ぼす。例えば、『東日』は九月一日、「紙面刷新断行、本日より

新体制へ」と題した社告を掲載、「一般報道における取材、観点、記述およびこれが編集の形式を革新」し、「煽情的な興味本位の舞文」などを廃すると「編集新体制」を宣言した。こうした中、「各社が各省出先倶楽部の機構改革を図ることは決定的」な情勢になってきた。

内閣情報部内の動きも見逃せない。情報局の設置が決まった直後の八月二二日、尾之上弘信情報官が、「新聞統制具休案（尾之上私案）」を記した。文章は最後に、記者倶楽部問題について触れている。

尚ホ右ノ外当面ノ施策トシテ記者倶楽部ノ改組問題アリ

(イ)倶楽部加盟社ノ大制限（内閣ニ於テハ東京八社及
準中央紙五社程度）、(ロ)加入記者ノ統制（許可制ヲ布
ク）⁽³⁶⁾ハ倶楽部ノ肅正(ニ)倶楽部ニ対スル当該官庁支配力
ノ確保

情報局総裁への横滑り含みで内閣情報部長に就任した伊藤藤述史は、ポストに就いた早々の八月二八日、八社政治部長会に初出席し、「倶楽部新体制」に言及し、これを受けた八社政治部長会が新体制準備に入った。裏面で動いたのは、『同盟』古野伊之助社長で、伊藤情報部長と会談し、

『東朝』『東日』『読売』に呼び掛けるなどして活発に動いた。

結果的に見ると、この段階での倶楽部統制は進まなかった。『新聞之新聞』は二月一四日に、「竜頭蛇尾の記者倶楽部新体制」と題した記事を載せ、「各社の意向を尊重し過ぎて官庁側の意向を軽視した嫌ひがあり、大体現状維持の模様で不可解である」という関係者の談話を掲載している。この時期に、倶楽部再編まで踏み込めなかったのは、いくつか理由があった。

一つは、新しい情報局の所掌権限がどこまで拡大し、各省の広報宣伝機能をどう吸収するのか不透明であったことだ。結局、陸軍、海軍省には、固有の報道、啓発、宣伝事務が残り、当初は発表機能が失われる予定だった外務省も、松岡洋右外相が「倶楽部は別途の意味に於ても大きな役割」があると考え、外相の定例記者会見が引き続き行われた。所掌事務と既得権を守りたい官僚の縄張り意識により、報道発表の一元化をめざした情報局には充分な権限が与えられなかった。このため、省庁ごとの記者倶楽部という大枠が変えられなかった。

さらに、中央紙と地方紙の利害が一致しなかった。地方

紙の中には、倶楽部統合が東京八社中心に動いていることに警戒感があった。新体制運動の中で一〇月に発足した大政翼賛会には、最初、中央八社を中心とした「大政翼賛記者会」ができた（二月一五日）。翼賛会は旧政党が解消して出来た組織だから、東京で政党取材にあたっていた有力地方紙は不満をもち、『北海タイムス』『河北新報』『名古屋』『日刊工業』『日本工業』『満州日日』の六紙が「翼賛研究会」を結成（二月二七日）。さらに、これに漏れたその他の地方紙、中小通信社が二月、「翼賛記者倶楽部」を創設した。倶楽部の数を整理し、情報の流れを統制するはずが、これまでと同様、一官庁に複数倶楽部となってしまったのである。

第三点として、私企業の利益優先である資本主義の弊害をなくすという新体制運動の理念から「失業者を出さない」との原則があり、「拙速」を思い止まらせる効果があった。『同盟』の福田一政治部長は次のように述べている。

各官庁の出先倶楽部は従来各社が余りに資本主義的経営方針に走つて居たため、記者を冷遇した観があり、其の爲めに各倶楽部記者は一面生活擁護等と云ふ政治

的な団体化して、了つた嫌ひがある。⁽³⁹⁾

資本主義的経営重視（＝企業化）の路線に走つた新聞社は一九三一年、一部の記者を解雇し「総連盟事件」を引き起こした。新体制運動の理念は資本主義の是正であるのだから、倶楽部を整理することで、失業者を出すわけにはいかなかった。倶楽部整理を希望していた各官庁の中には「記者の生活保証といふ事に囚はれて自重してゐる様だ（略）倶楽部詰記者を呑気にブラブラさせて置くといふ事はおかしい⁽⁴⁰⁾」という不満が生じた。しかし、内閣情報部は、急激な改革による混乱を避けた。逆に言えば、「総連盟事件」当時と違い、前線記者の中から反対の声が湧き起こつてこなかったのも、今回の改革では簡単には首を切られないという考えがあつたためであるとも言える。

情報局、中央紙、地方有力紙、その他の地方紙、そして現場記者と、いくつもの利害がぶつかるなかで、記者倶楽部再編はすぐに前に進まなかつたのである。

3、研究会組織と地方有力紙

こうして一九四〇年の動きは一度止まるが、本筋とは別の場所で注目される動きが二つあつた。

一つは、統制経済政策立案の革新官僚の牙城であつた企画院で、従来の記者倶楽部と異なつた「企画院研究会」が一月に設立されることだ。「各社から最も優秀なる記者を集め企画院調査官と同等の立場から共に国策を研究⁽⁴¹⁾」しながら報道にあたる新しい「研究会型記者倶楽部」である。官僚側が主導して、研究会名目の記者組織をつくり、官庁と一体で啓発報道に努めるという考え方である。こうした研究会型記者倶楽部の流れは、翌年四月発足の「情報局記者会」「総力戦研究倶楽部」に受け継がれ、記者倶楽部再編の中で具現化してゆく。

二点目として、のちにブロック紙に成長する有力地方紙の動きが注目される。前述した通り、大政翼賛会の結成に伴い、三つの記者倶楽部ができる。一つ目の「翼賛研究会」は、有力地方紙が中心となり、その他の地方紙を排除する形で作つたものであつた。排除された地方紙は憤慨し、内閣担当の「永田倶楽部」は一九四一年二月、『北海タイムス』『河北新報』『名古屋』『日刊工業』『日本工業』『満州日日』を除名する。六紙は、政治の中核である内閣での直接取材ができなくなつてしまふ。同情した富田健治書記官長は「過去に於て内閣の方針に協力してくれた関係もあ

り⁽⁴²⁾、六紙独自の新しい首相官邸記者倶楽部の設置を認め、四月一四日に発足した「国務記者会」である。

記者倶楽部の整理を目指している政府が、情報の中核である首相官邸に、新しい記者倶楽部の分立を認めること自体、矛盾した動きと言える。ここから読み取れることは、政府の地方有力紙への期待である。地方有力紙が、国家との一体感を根拠に国策に協力し、政府も民衆への影響力が大きかった地方有力紙を重視していたことは、以前から指摘されるところである。⁽⁴³⁾ 政府の動きに簡単に従わない中央紙より、民衆ナシヨナリズムを背景にした地方有力紙の方が、政府にとって都合がよい存在であった。こうした期待が、情報局主導の「ブロック紙」育成へとつながるのであるが、本論文のテーマとは外れるので、ここではこれ以上踏み込まない。

第3章 再編

1、第一次再編（一九四一年二月）

記者倶楽部再編の動きは、新聞界全体の統合組織「新聞連盟」が一九四一年五月に結成され、本格段階に移る。同

年一二月、各官庁にあった従来の記者倶楽部が廃止され、新たに新記者会が置かれた第一次再編である。過去二年、実質的な成果が見られなかった倶楽部再編が進展したのは、やはり新聞連盟の力が大きかった。情報局第二部第三課長を務めていた宮本吉夫の回想によれば、新聞連盟は、「利害の対立した中央紙と地方紙の二つの団体の設立が計画されたが、当時新聞の大同団結を期待した情報局側の勧奨によって」、⁽⁴⁴⁾ 単一の機構となった。そのため、新聞連盟の最大の特徴は、中央紙、地方紙のバランスである。理事社、監事社のメンバーを見ると、

【中央紙】『朝日』『毎日』『読売』『報知』『中外』『都』

【同盟】

【地方紙】『北海タイムス』『河北新報』『名古屋』『新愛知』

【合同】『中国』『福岡日日』

——と中央紙と地方紙が七社ずつで均衡を保っている。中央八社の力が大きかった時、この態勢に持ち込んだのは『同盟』の古野社長の力が大きい。「古野は、地方新聞の利益を守ることが同時に同盟の利益に合致する所以であると認識して、地方紙の味方として画策」したと言われている。⁽⁴⁵⁾

そもそも中央紙と地方紙の競争は激しかった。福島県で

は、中央紙が一日遅れで到着するにもかかわらず、「重要ニュースは同時に」という慣例があり、地元紙は県内の大きな発表物を一日置いて掲載しなければならなかった。これを不満とする地元最有名紙『福島民報』が、中央紙と抗争したこともある（一九四一年五月）⁽⁴⁶⁾。

こうした不満を背景に、第一次倶楽部再編は、地方紙の意向を大きく取り入れた形で進む。新聞連盟は用紙問題に解決のめどをつけた後の八月、記者倶楽部問題について下部組織の編集委員会で協議を開始した。『同盟』を辞して、新聞連盟の事務局長に就任した岡村一二は、就任早々の八月三〇日、「総べてが一元化されてゐる今日、各省詰記者団が甚だしきは五つも対立し、夫れも政経記者と社会記者と分れて対立したりして居るので、これを統合し、さきを実現された企画院の研究會⁽⁴⁷⁾見たいな一省一倶楽部を実現しやうといふのであるが、具体案が近く進められると信じ⁽⁴⁸⁾る」と話している。岡村は戦後の回想で「（記者倶楽部整理の方針を決めたのは）私が事務局長になる前の仕事だった⁽⁴⁹⁾」と述べているので、就任した時点では、整理の方向性はほぼ決まっていたのであろう。

実際の再編が一二月となるのは、焦点がいわゆる「共同

会社案」を巡る駆け引きとなり、倶楽部整理はそれが解決するまで動けなかったのである。共同会社議論が片付いた後の一月二四日、新聞連盟の田中都吉理事長は、「統制機関トシテ現在ノ社団法人新聞連盟ヲ強化」すると明記した案を、首相宛てに提出した⁽⁴⁹⁾。これを受けた政府は、同二八日、「新聞ノ戦時体制化ニ関スル件」を決定し、その中に、記者倶楽部問題が次のように明記される。

新聞記者クラブノ整理

機密ノ保持及報道宣伝ノ積極的指導ノ為現在ノ乱立無統制ナル記者クラブヲ左ノ要領ニ依リ整理ス

1 各省ニ於ケル従来ノ記者クラブヲ廃止シ新タニ新聞統制会（連盟）ニ於テ記者会ヲ結成ス

2 右記者会ノ結成ハ統制会（連盟）ト情報局及当該官庁ト連絡ノ上実施ス

3 政府ノ発表ハ原則トシテ右連盟記者会ヲ通ジテ之ヲ為ス

本整理ニ際シ要スレバ転業ノ方途ニ付考慮ス⁽⁵⁰⁾

倶楽部再編の断行は、一二月九日。対象となったのは内閣、陸軍省、海軍省、外務省、内務省、大蔵省、商工省、農林省、鉄道省、通信省、文部省、厚生省、司法省、拓務

省、興亜院、対満事務局、警視庁にあった各記者倶楽部である。⁵¹⁾

外務省外交資料館に、外務省における倶楽部整理を通告した文書が残っており、ドラストックさをよく示している。一二月九日午後五時、外務省調査部長が、庁内にあった二つの倶楽部（霞倶楽部、外務省記者倶楽部）に対して、その解散と、新記者会（外務記者会）の発足を通告。記者会メンバーとなるのは、一三社だけで、残りの記者は一〇日以内に荷物をまとめて退去せよと最後通牒をつきつけた。文書には次のようである。

- 一、外務省に於ける新記者会加盟社は次の通りであり
ます（外務記者会と称す）（略）以上 十三社
- 二、外務記者会以外のものとは一切の共同会見を致し
ません
- 三、外務記者会以外のものには一切の発表物を配布致
しません、又口頭その他による発表も致しません
- 四、外務記者会員には新しく制定したるバッチか新聞
連盟より交付されます、此のバッチを佩用せずして
省内に入ること出来ません、守衛に於て入門を拒
否する場合か在ることを予め御承知願ひます

五、外務記者会以外のものには部屋、電話、給仕其の他の便宜を供与致さないことになりました。但し残務整理等の都合も在ると思ひますので、来る昭和十六年十二月十八日（木）迄猶予致します。⁵²⁾

締め出されたメンバーは、

- (A) 『日刊工業』『日本工業』『海運貿易』『満州日日』
- 『大陸新報』『上海毎日』『やまと』『帝国新報』
- (B) 『日蘇通信』『欧亜通信』『合同通信』『自由通信』
- 『内外通信』『独立通信』『日本合同通信』『野田経済研
究所』

——の二六社（二〇人）だった。(A) は大手紙以外の中小新聞社、(B) は中小通信社である。新聞連盟が情報局と協議のうえで作成した新記者会の共通規約には、会員の資格として「新聞連盟ノ理事社監事社ニ属スル記者ヲ以テ構成ス」と原則を示したうえで「但シ必要アルトキハ新聞連盟及当該官庁ノ同意ヲ得テ右構成ヲ変更スルコトヲ得」⁵³⁾とあった。

基本的に新聞連盟は開放主義をとる。中小紙、業界紙であつても加入は可能であつた。連盟の主導権を握る『同盟』が、大手中央紙の勢力を抑えるための方策であつた。

このため、倶楽部整理のあとに連盟に加盟した業界紙もあり、常駐記者のやりくりさえすれば、倶楽部復帰の道も残されていた。例えば、東京・日本橋にあった『日本紡織新聞』は、倶楽部再編直後の一二月二四日に新聞連盟に加盟。同時に『同盟』の加盟社になり、経済官庁の記者倶楽部加盟を果たした。⁵⁴⁾

すると、問題は、中小通信社、外務省の例で言うところ、(B)に分類される各社だった。中小通信社の場合、連盟への加盟自体が閉ざされている。「この結果通信社の取材は一切禁止と同様状態に陥る危機があるので非常に⁵⁵⁾は、新聞連盟や情報局に陳情や抗議が殺到する事態となった。東京の中小通信社はこの年五月、警視庁の指導によって統合され、おおむね一八社に集約されていた。⁵⁶⁾それにもかかわらず、「統合後半年を出でざるにその職場たる各省の記者倶楽部から閉め出され」たことに対して、中小通信社やその記者たちは、大きな不満を抱いたようだ。⁵⁷⁾

倶楽部再編は、「転業ノ方途ニ付考慮」する方針で進められ、そのことによって、現場記者の反発を抑えてきた面は否めない。しかし、倶楽部からはじき出された記者に転業の方途が用意されたかどうかは疑問である。特に中小通

信社には「業務閉鎖の余儀なきに至るものも予想され」、反発も大きかった。⁵⁸⁾ 倶楽部再編がたまたま、日米開戦の翌日と重なったため、「戦時下の緊迫せる雰囲気とにより、これを押切⁵⁹⁾」っていった面が強いと言えるだろう。

さて、実際、第一次再編によって、どのような結果が生まれたのだろうか。情報局が、倶楽部再編の直前、各記者会のメンバーとなる社をまとめた書類を元にして作成した表1を参考にしながら、考えてみたい。

第一に指摘しなければならないのは、内閣、内務省、大蔵省、商工省、農林省、厚生省の六官衙では、中央八社を中心とした第一部と、その他の地方紙などの第二部が存在した(表1の◎印が第一部の加盟社)。所属記者が多い倶楽部では、中央紙の記者が、地方紙と同じ記者会となるのを潔しとしなかった。だからといって地方紙を排除するわけにいかず、二部制が採られた。表1は、再編前にまとめられた資料を基にしているので、実際は当初の予定とは異なり、中小紙を残すため二部制となった記者会もあったらしい(警視庁など)。⁶⁰⁾

第二に、『北海タイムス』『河北新報』『名古屋』『福岡日日』の四紙は、中央紙に匹敵する数の記者を配置し、『小

表1 第1次再編の記者倶楽部構成案

		内閣省	陸軍省	海軍省	外務省	内務省	大蔵省	商工省	農林省	鉄道省	通信省	文部省	厚生省	司法省	拓務省	興亜院	対満事務局	警視庁
大手中央紙 +同盟	朝日新聞	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	毎日新聞	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	読売新聞	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	国民新聞	◎				◎	◎	◎	◎	○		◎				○		○
	報知新聞	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
	中外商業新報	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	都新聞	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	同盟通信	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
連盟理事監 事地方紙	北海タイムス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河北新報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋新聞	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新愛知		○	○	○					○								
	合同新聞																	
	中国新聞	○		○		○											○	
	福岡日日新聞	◎	○	○	○	◎	◎	○		○	○	◎				○	○	
一般地方紙 (都内中小紙 を含む)	旭川新聞															○		
	小樽新聞	○				○	○	○	○		○	○	○			○		
	山形新聞								○									
	新潟日日新聞					○		○										
	信濃毎日新聞								○								○	
	北国毎日新聞	○																
	大阪時事新報	○				○	○				○	○					○	
	神戸新聞	○																○
	九州日報					○												○
	ジャパンタイムス				○													
	日本産業報国新聞					○							○					
	帝都日日新聞					○	○	○	○	○		○						○
業界紙	日刊工業新聞	○	○			○	○	○	○		○	○				○	○	○
	日本工業新聞	○	○			○	○	○	○		○	○				○	○	○
	科学工業新聞					○	○	○	○		○	○				○	○	○
	海運貿易新聞					○	○	○					○					
	日本海運新聞					○		○					○					
	東亜工業新聞								○									○
	日本織物新聞							○	○									
外地紙	樺太日日新聞																○	
	台湾日日新報	○				○	○						○			○	○	
	興南新聞	○																
	台湾新聞																○	○
	台湾日報																○	
	京城日報	○						○										
	毎日新報																	○
	満州日日新聞	○	○					○									○	○
	満州新聞																	○
	大陸新報																	○
上海毎日新聞																	○	

「新聞記者倶楽部規約案及び新聞記者会構成案に関する件」 有山輝雄・西山武典編『情報局関係資料』第2巻（柏書房、2000年）148～164頁を元に作成。◎は、二部制を採った記者会の一部加盟社。『国民』と『新愛知』は系列関係にあり、東京での取材も合同で行っていたと見られる。

樽新聞」もこれに準じている。第一次再編は、のちにブック紙となる有力紙に、中央紙と伍す取材態勢を許したのである。業界紙でも『日刊工業』『日本工業』は同様である。また、その他の地方紙、業界紙、外地紙にも必要な記者会所属を認めている。つまり、第一次再編では、完全に締め出された中小通信社を除けば、比較的鷹揚な態度で記者会加盟を認めた形跡がうかがえる。中央紙と対抗するため『同盟』が地方紙の力を借りたためであった。中小通信社を主に排除したのも、やはり同業社に潜在的な脅威を感じた『同盟』の力があつたからだろう。

ところで、こうして出来上がった新しい記者会の内実はどうであつたのであろうか。先に研究会型記者倶楽部の流れが、記者倶楽部再編へとつながつたと書いた。ここでは、資料が残っている「情報局記者会」（一九四一年四月発足）の例を見てみよう。

政府の発表機能を集約できなかつた情報局では、政策を追う政治部記者が常駐するには至らず、結局、社会部記者の倶楽部が設立されることになった。この倶楽部の特色は、入会にあつて、「所属新聞通信社ノ推薦ニヨリ本会總會ノ賛成ヲ受ケタル上情報局総裁ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」

（会則第三条⁶¹）と、事実上の当局審査を経る入会制限制だった。

もともとの規約草案では記者会の目的のなかに、「情報局並に之に関連するニュースを報道、且つ批判研究し以て国策遂行に協力する」⁶²（傍点は引用者）とあつたのだが、実際の規約（第四条）には「批判研究」の文字はそぎ落とされる。さらに、倶楽部開設にあたり、記者側から情報局宛てに出された案内には次の文字がある。「秘密は厳守する建前ですから本当のことをお話し願ひ、その上報道に関しては最も効果的方法を御相談したいと思ひます」。報道機関、記者側から見れば、官僚と「同等」の立場からの政策研究の建前であつたが、「本当のことをお話し願ひ」「御相談したい」と懇願する立場は、対等とは程遠いものである⁶³。なお、情報局総裁の記者会見は内閣で行われており、「情報局記者会」はあまり仕事がなかつたようだ。記者会発足時には「取材の対照となる様な発表は目下の所なく、講義を聴いたり国策報道につき相互に意見を交換したりといふ程度ですが、至極友好裡に行はれ⁶⁴」ていたという。

2、第二次再編（一九四二年一月）

「はじめに」で記した通り、記者倶楽部再編の目的は、政府から国民への情報の流れを、政府がコントロールできる程度にスリムにすることであった。ところが、第一次再編を経て、記者倶楽部に詰める記者の数は大きく減ったわけではなく、「不徹底」は直後から指摘された⁶⁶。そこから第二次再編の動きにつながるのだが、二つの再編の間には、新聞界を巡る三つの大きな動きがある。統制団体である日本新聞会の創設、記者規定の制定、新聞社統合のさらなる進展である。

加盟社が一票ずつを持つ平等主義をとった新聞連盟と異なり、一九四二年二月発足の日本新聞会は、会長権限の強い強力な統制団体であった。そして、日本新聞会が記者の資格を審査するための「日本新聞会記者規定」は、同年七月に制定された。こうして資格選考に合格しない者を記者会から排除する素地ができた。一方、新聞社統合では、同月の閣議で、東京、大阪、福岡、愛知での整理統合要領が決まる。これに基づき、東京では、八月に『読売』と『報知』が統合して『読売報知』が、一〇月には『国民』と『都』が合併し、『東京』がそれぞれ発足。九州、中部、北

海道のプロック紙も、『中部日本』『西日本』『北海道』として相次いでスタートした。また、業界紙を統合して、東京では『日本産業経済新聞』、大阪では『産業経済新聞』が生まれた。

見逃してならないのは、情報局の権限強化の動きである。情報局官房第二課が起案した「輿論指導ノ強化に關スル件」（一九四二年四月）によれば、「時局ノ新段階ニ臨ミ、輿論指導ニ対スル情報局ノ機能ヲ急速ニ刷新強化」する必要性が訴えられた⁶⁷。強力な宣伝啓発機関として設立されたはずの情報局だが、実際には、陸軍、海軍両省など、各官庁が既存の発表権限を離さず、宣伝啓発の実がうまく挙がらなかった危機感があったのである。

日本新聞会はまず、第一次再編の対象外だった経済関係の記者倶楽部（当時、私経団体記者倶楽部と呼ばれた）の整理に着手する。会長の諮問機関、編集委員会は七月一日、従来の経済部系の記者倶楽部を全廃し、新しく一〇の「記者会」を発足する方針を決めた。日本銀行担当の「金融記者会」▽東京商工会議所担当の「経済団体記者会」▽満鉄東京支社を拠点に朝鮮、大陸などの経済問題を扱う

「東亜経済記者会」▽鉄鋼、金属、燃料産業などをカバーする「重工業記者会」▽各種農業団体の「農業経済記者会」▽軽金属、肥料、薬品産業担当の「化学工業記者会」▽紡績を中心とした「繊維工業記者会」▽陸運、海運の「交通経済記者会」▽東京株式取引所担当の「東株記者会」▽日本工業倶楽部内の「丸之内記者会」——である。⁽⁶⁸⁾現場記者の中には、新記者会への移行を躊躇するものがあつたらしいが、一〇月中には、経済部系の倶楽部が出揃う。

こうした中、情報局の権限明確化の問題が再浮上し、東条英機内閣は十一月十七日の閣議で、①閣議決定の発表は情報局が行い、そのうち細部にわたる事項を、各省庁が情報局に連絡のうえ担当する、②閣議決定以外の事項でも、「輿論指導ニ重大ナル関係アルモノ」については、各省庁が事前に情報局に連絡し、内容、発表方法を協議する、③陸海軍の報道部は、「純軍事関係」の報道宣伝を担当するが、④同様、「輿論指導ニ重大ナル関係アルモノ」は、事前に情報局に連絡する——ことを決めた。⁽⁶⁹⁾記者会再編の責任者だつた宮本吉夫・情報局第二部第一課長の回想では、情報局と他の省庁の「分担を明確にするため」と説明している⁽⁷⁰⁾が、実際は、情報局の権限拡大を目指したものであつた。

情報局としては、記者会の再々編をなしとげ、信頼のおける記者だけを官庁内部に置きたいという意向があつた。記者会に加盟する報道機関を絞り、さらに、一つの報道機関あたりの記者の数も制限することで、記者倶楽部が依然として、「未発表の情報収集し国家の意志とは反対にデマの温床」となっている現状を改革し、そのことによつて、「記者会の権威」を上げようとしたのである。⁽⁷¹⁾そして、「積極的ニ研究並ニ取材上ノ便益ヲ供与」⁽⁷²⁾することで、世論指導の強化を狙つた。槍玉に上がったのは、地方紙を中心とした「二部」のあり方だ。『文化情報』によれば、「こんどの最後の統合によつて」、新聞社の数が少なくなるのだから、「いつまでも二部制を固執すべきではなく、記者会をさらに「断乎統合すべし」との希望が強かつたという。⁽⁷³⁾特に、二部に入れられることが多かつたブロック紙は、一部入りの希望が強かつた。また、中央紙が重要倶楽部に多数の記者を配置することも、競争をおおるとともに、情報漏洩につながりやすいと考えられた。

そして、十一月一日の次官会議で、「官庁記者会再編成要領」が決定される。新しい記者会は、『朝日』『毎日』『読売報知』『東京』『日本産業経済』『同盟』『中部日本』

『西日本』『北海道』『産業経済／大阪』のいわゆる「統制十社」を中心とすること、会員数は一社につき四人以内と限定する原則が、決まった。⁽⁷⁴⁾ 実際に、再編された記者会は、内閣、情報局、宮内省、陸軍省、海軍省、外務省、大東亜省、内務省、大蔵省、商工省、農林省、鉄道省、逓信省、文部省、厚生省、司法省、裁判所、技術院、東京府市、警視庁、大政翼賛会、翼賛政治会の計二二（結成は一月九日）。経済部系の九記者会（結成は一月二日、丸之内記者会は連絡機関に格下げ）と併せ、東京に新たに三一の記者会が再編されたのである。表2は、経済部系を除く新記者会の構成社である（一九四三年八月現在）。表1に比べると、かなりシンプルなメンバーとなっていることが一目瞭然である。地方紙や外地紙は、限られた場合にしかメンバーにならなかった現実が分かる。

これに対し地方紙、特に、『河北新報』『神戸』『合同』『中国』といった有力紙は不満であった。新記者会への「復活制込みの運動に奔走」⁽⁷⁵⁾する社もあったとされる。これに対し、情報局の松村秀逸第

表2 第2次再編後の記者会

		内閣	情報局	宮内省	陸軍省	海軍省	外務省	大東亜省	内務省	大蔵省	商工省	農林省	鉄道省	逓信省	文部省	厚生省	司法省	裁判所	技術院	東京府市	警視庁	大政翼賛会	翼賛政治会
統制10社	朝日新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	毎日新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	読売報知新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東京新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日本産業経済新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	同盟通信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中部日本新聞	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	西日本新聞	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北海道新聞	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業経済新聞・大阪新聞	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地方紙ほか	東奥日報																					△	
	河北新報					○																△	○
	北国毎日新聞																					△	
	神戸新聞																					△	
	合同新聞																					△	○
	中国新聞																					△	○
	高知新聞																					△	
ニッポンタイムス							○	○															
外地紙	樺太新聞								○														
	台湾日日新報								○	○													△
	興南新聞																						△
	京城日報								○	○													△
	満州日日新聞								○														△
	満州新聞								○														△
康徳新聞								○															
大陸新報																							△

「記者会名簿」有山輝雄・西山武典編『情報局関係資料』第3巻（柏書房、2000年）309～311頁を元に作成。△は、特別会員社。

二部長は十一月四日に開催された新聞会の地方部長会で、「地方紙の参加が得られなかつたといふ相当大きい衝動が与へられた様だ」と前置きしながら、「寧ろこの新聞の新体制になつて地方紙が何れ程利得をしてゐるか」と不満を諫めた。⁽⁷⁶⁾

第一次再編では、中央紙と『同盟』との利害対決の構造のなかで、『同盟』が地方紙を巻き込む形で、中央紙を牽制していく構図があつた。ところが、第二次再編では、『同盟』は地方紙を守らなかつた。この一年の新聞社統合で、『同盟』は、『東京』『中部日本』に影響力のある人間を送り込むなどして、格段に力を増していた。従つて、一年前と異なり、今度は、地方紙の東京での取材活動を制限して、結果として、地方紙の『同盟』依存度を増した方が有利になつていたのである。

ただ、地方紙側の不満はのちのちまで残つた。「日本新聞報」が主催した地方紙編集幹部の座談会で、『東奥日報』の編集局長は、アツツ島の戦没者の同時発表のとき、『同盟』からの通報を受けて取材に動いても、発表前から取材していった中央紙の動きに一日か半日遅れ、写真入手が困難であつたと述べている。⁽⁷⁷⁾

3、再編以後（一九四三年）

最後に二回の再編を受けた後の記者会の後を見ていきたい。

東京での再編を終えた日本新聞会は続いて、各道府県でも同様の倶楽部統制に乗り出す。一九四三年二月一七日の編集委員会、各道府県にも「編集部会」を置くことを正式決定し、この道府県ごとの編集部会が、記者会の整備にあたることになつた。新聞会は「当該地の実情にに応じて最も取材に適する方向に進める事を原則」と言うものの、東京での再編の基準や規約に「準ぜられたい」とする方針を掲げた。⁽⁷⁸⁾これに基づき、道府県庁所在地を中心に、記者会の再編が進んでいくことになる。一例だけを挙げれば長崎県では七月中旬、長崎市に県政、警察、海軍、市政の四記者会が誕生。諫早、大村、島原、佐世保の各市に市政記者会が作られ、佐世保にはさらに海軍記者会が生まれた。いずれの記者会の構成も、『朝日』『毎日』『同盟』『西日本』『長崎日報』に限られた。⁽⁷⁹⁾こうして新聞会が統制する記者会は、全国に広がつていった。

話を中央に戻す。戦局の悪化で新聞用紙の割り当ては減り、一九四四年二月の決戦非常措置に関連し、日本新聞会

は三月六日から、①夕刊廃止、②四頁建てを原則とし、週二回は二頁建てとするなどの措置を始めた。こうして紙面が極端に狭くなるとともに、経済統制の強化による民間の経済団体発のニュース減少、記者の召集の増加などの要因が重なり、同年五月一日、民間団体の記者会が、縮小改組された⁽⁸⁰⁾。

日本新聞会は、記者配置の重点化と機動化が主眼であつて、「断じて活動分野を後退し自ら手足を縮めるのではなく、(略)取材態勢の強化刷新を積極的に期する」と述べるとともに、記者会規約運用要領を策定して、旺盛活発な取材を行うように奨励した⁽⁸¹⁾。ただ、敢えて活発な取材を促さなければならぬところに、全く逆の当時の状況が反映されているとも言える。すでに一九四三年の段階で、「雑報的の記事は上司の手先に送るが、これ等の記事たるや縮小された紙面では収容しきれず一ヶ月位は普通で、甚しきは二ヶ月乃至三ヶ月に亘り一行の記事も紙面に現れない記者が多⁽⁸²⁾」かつたという。「戦争に關係のない記事はほとんど載せる余地がなくなり、陸海軍關係以外の記者クラブは開店休業の状態⁽⁸³⁾」が続くことになってしまった。取材活動と新聞社間の競争は、戦局の悪化、用紙不足によって、停

滞していったのであつた。

敗戦直前の一九四五年六月、情報局は陸海軍報道部をその傘下に収め、再び機能拡大の動きを見せる。これに伴い、内閣、情報局、陸軍省、海軍省、外務省、大東亜省の六つの記者会が合併し、「中央記者会」が設置される(六月一日)。ただし、記者会は内政班、軍事班、外政班と三つに分かれ、内閣には「分室」が置かれ事実上独立しているなど、名目上の合併のまま出発し、そのまま敗戦を迎えた⁽⁸⁴⁾。

もう一点、倶楽部再編の中で異彩を放つ帝国議会誌の記者倶楽部に言及しておきたい。帝国議会には、「議院記者会」「帝国議会記者倶楽部」「帝国議会新聞地方団」「八日会」の四倶楽部があり、「貴衆両院事務局の希望もあり」、第二次再編と同時に再編案がまとまるはずであつた⁽⁸⁵⁾。ところが、地方紙にとつて、地元選出議員の取材は不可欠であつた。また、議会自体が、「各官庁等と異なり、政府当局の直接の干渉支配を受けぬ關係にあるのみならず、(略)時の政府の外に立ち、輿論の喚起をなすと、もに(略)政府が議会において誓約した言質の実行について監視し、その実現即行を促進する」という立場があり、「暢達なる言論」が「能ふ限り」紙面に反映されるべきであるため、議

会内の倶楽部は統制すべきでないとの議論があった。⁽⁸⁶⁾ 議会の記者倶楽部も最終的には一九四三年一二月に「帝国議会記者会」に再編される。⁽⁸⁷⁾ しかし、日米戦争中にもなお統制が一直線に進んだわけではなく、自由主義的な議論が業界紙とはいえ活字になっていることは、注目されるべきであろう。

第四章 再編の結果

ここまで記者倶楽部の二次にわたる再編までの経緯を見てみた。最後に、再編はジャーナリズムの世界をどう変え、あるいは、何を変えなかったのかを考えてみたい。

第一に、記者倶楽部再編は、日本における記者のプロフェッション化を促したと言えるだろう。第一章で見たように、大新聞であっても、明治以来のゆすりの体質を完全には抜け出せない記者がいた。再編は、社会的なイメージが良くなかった記者という職業の社会的な地位を改善していった。敗戦後も一時期までは、記者倶楽部整理が「功績」であると評価されたのはこのためである。そして、プロフェッション化の見返りとして、当局からの独占的な情

報の付与という「恩恵」を受けることになった。米国のジャーナリズムが、権力とは独立した立場からジャーナリズム教育という柱で、独自にプロフェッション化を進めた経緯とは大きく異なる。ただ、いびつな形であったとしても、ともかく、当局と新聞会は、記者倶楽部再編によって、当時の規範の中では、記者という職業の公共的性格を高めたのである。

一方、記者倶楽部再編によって、当局と日本新聞会が、新聞各社、あるいは、現場記者を完全にコントロールしたわけではない。

そもそも、自由競争であるはずの取材を統制するには、記事の書き方や出稿時期を細かく協定しなければ成り立たない。ところが、統制下であっても報道機関自体は依然として複数あり、建前では商業主義が否定されているとはいえ、紙面の内容と部数拡張の競争がなくなつたわけではない。先にみた『東奥日報』の不満のように、東京で同時に発表したとしても、情報が瞬時に世界中に伝わる現代と違い、読者に届くまでの工程の中で、大きな差が出ることもある。統制による矛盾や紛争は当然にして起きるのである。実際、再編の後でも、記者会では協定破りなど紛争が頻

発していた。「商工省記者会」で見ると、「中外」が一九四二年八月二日、対外交易統制の新機関「交易営団」の設立法案の議会提出を単独で報じた。記者会内部では、設立の方針が固まるまでは報じないという協定があったものの、正式に日本新聞会に通達していない「現場協定」だった。「中外」を新聞会が処分できるかどうか、議論になったが、「記者会の名誉を毀損した」という理由を付け、除名処分とした。⁽⁸⁸⁾

日本新聞会は六月に記者会の共通規約不備の点を改正し、協定の「範囲限界を確然とする」などの細則を別に規定する。⁽⁸⁹⁾協定は総会の議を経るべきだが、急を要する場合は、新聞会への連絡承認でこれに代え、さらに深夜などの場合は、「同盟」整理部に連絡し、「同盟」が同報電話で各社に連絡を終えた時点で、協定が発効するなど、細かい手続きを定めたものである。さらに、一月の第二次再編でも共通規約を再改定し、制裁を科す主体を記者会から日本新聞会に移行し、新聞会が記者会幹事を参集させ、趣旨を徹底させるなど、現場へのコントロールを強める試みを繰り返した。しかし、その後も協定をめぐる問題はなくならなかった。協定が多くなればなるほど協定破りもまた増え、

日本新聞会が対応に追われる構図があった。「記者倶楽部は戦争中、発表だけを報じた」と受け止められることが多い戦中期の取材活動だが、完全な自由競争でないにせよ、競争や抜け駆け、独自ネタの追求といった報道活動がまったくなかったわけではないことは、もつと注視されてよいのではないだろうか。

右の点と関連するが、新聞社側の都合で、記者を頻繁に異動させることが問題になったこともある。日本新聞会が一九四三年二月から六月まで調査したところ、合わせて二八六人の異動があった。担当部門の「研究」のためにも、新聞社側の都合で頻繁に持ち場が変わるのは良くないとされ、「記者の異動に何等かの障壁を設けてこれを抑制する」案もあった。⁽⁹⁰⁾

当局側とすれば、担当記者が長期間在籍し、役所の考え方を「理解」しながら、記事を書いてもらう方が都合がよい。ところが、新聞社には独自の都合があり、当局に協力の建前があるものの、必要があれば記者を異動させた。政府は「新聞の自由」をそこまで束縛することはできなかった。

おわりに

記者倶楽部の整理の試みは一九三九年、東京大手八社が内閣情報部の意向を受けた形で始まったが、整理の主体が政府側にも、新聞側にもない限界があった。新聞統制の法的な枠組みを作りたい政府は四〇年、情報局の設置を決め、記者倶楽部の再編へと再び動き出すのだが、政府側では、情報局と他の省庁との権限の争いがあり、新聞側にも、東京の大手紙、『同盟』、地方有力紙などがそれぞれの対立する利害を持ち、さらに、自由競争の弊害を正すという理念から、現場記者がいきなり職場を失うような結論を急ぐ方策は取れなかった。翌四一年、日本初の本格的な新聞業界統合組織である新聞連盟が発足し、主導権を握った『同盟』は、有力地方紙と組む形で、東京大手紙と対抗。記者倶楽部再編では、潜在的脅威である中小通信社の排除に成功し、一方で、大手の地方紙は利益を守ることができた。情報局が強力な力を駆使して一方的に統制したという定説とは異なり、さまざまなアクターが拮抗、妥協した姿であった。逆に、記者倶楽部での情報統制を強化しようとし

た立場から見れば、不徹底ということになり、そのために翌四二年の再編が留意される。この第二次再編で、『同盟』は今度は、地方紙の力を削ぐ形での統制を進め、これに対し、地方紙の不満は残った。

こうした経緯は、グレーム・アリソンが示した政策決定の第三モデルに相似している。すなわち、個別で不平等な力を有し、別々の目的を有する「プレーヤー間のかけひき (Bargaining)」の派生結果 (resultant) ⁽⁹⁾ として見ることができよう。無論、アリソンがモデルの適用対象としたのは、政府内の政策決定過程であって、政府と政府外のアクターが混在して政策が決まった記者倶楽部再編とは前提が異なる部分があり、モデル自体がそのまま適用できるとは考えられない。しかしながら、本論は、アリソンのモデルを援用しながら、従来、情報局による強制、あるいは、軍部・官僚と新聞資本との拮抗と考えられていた記者倶楽部再編に新たな視座を提供できるものではないだろうか。逆に、このモデルは、本来、不平等な力を有するはずの各アクター間の力を平板に考える傾向がある。記者倶楽部再編過程でも、戦争の本格化と、情報局創設、新聞連盟の結成という主要要因がまずあり、その中でそれぞれのアクターが

自らの利益を求めて動いたはずで、そのあたりの優劣関係を完全に解明するには至らなかった。

本論はまた、戦時統制下であっても、新聞社間の競争があり、記者の独自取材があったことを一定程度明らかにした。戦局の中で、現代的な意味のジャーナリズムの力はほとんど行使できなかったが、新聞社や記者が「余力」を残し、記者のプロフェッション化の高まりと相まって、その力は敗戦後、動き出すことになる。しかしながら、記者クラブの例で言えば、戦前的なあり方に規定されたままの再出発が、戦後ジャーナリズムの制約となってゆくのだが、そのことは筆者の次の論文に譲りたいと思う。

注

- (1) 佐々木隆『日本の近代14 メディアと権力』（中央公論新社、一九九九年）三九九頁。
- (2) 山本武利『新聞記者の誕生―日本のメディアをつくった人びと』（新曜社、一九九〇年）三一―九頁。
- (3) 藤井継男「記者クラブの歴史―その発生と成長―」新聞取材研究会編『新聞の取材』（下）（日本新聞協会、一九六八年）二八七頁。
- (4) 日本新聞協会『取材と報道2002』（日本新聞協会、

二〇〇二年）二七頁。見解は二〇〇六年にも改定されたが、同じ記述がある。

- (5) 日本新聞協会『日本新聞協会十年史』（日本新聞協会、一九五六年）二〇頁。
- (6) 小野秀雄『日本新聞史』（良書普及会、一九四九年）三〇四―三〇六頁。
- (7) 吉田則昭「戦時期メディア界再編成の理論と実際―資本・権力の相剋する場としての新聞新体制―」『社会学研究』第九号（二〇〇二年）二二―三四頁。
- (8) 有山輝雄「総力戦と軍部メディア政策」『近代日本文化論10 戦争と軍隊』（岩波書店、一九九九年）一一七頁。
- (9) 森暢平「昭和戦前期の記者倶楽部―新聞企業化への抵抗と限界―」『成城文芸』第一九七号（二〇〇六年）一―三四頁。
- (10) 『新聞之新聞』一九三八年四月二七日一面、同三〇日一面、五月一〇日一面。
- (11) 小西福松『統制下の非常時米界』（大阪毎日新聞社、一九三三年）。
- (12) 『現代新聞批判』一九三七年三月一―五日七面。
- (13) 『新聞之新聞』一九四〇年二月一六日一面、同二八日二面、四月一日二面、同六日一面、同二二日一面。
- (14) 同右一九三八年一月一―八日一面。
- (15) 同右一九三九年五月一―七日二面。ほかにも、浦和記者俱

楽部で、『国民』浦和支局長が取材に協力しなかった県庁職員に乱暴を働き、公務執行妨害などで逮捕された事件（一九四〇年三月、処分は不起訴）、神奈川県庁記者倶楽部で『報知』記者が、木炭の闇取引に関わり警察の内偵を受けた事件（同年四月）があった。

(16) 『現代新聞批判』一九三八年五月一日二面。

(17) 『新聞記者の素質低下』『新聞と社会』一九四〇年五月号、二六頁。

(18) 山本前掲書、二六九～二九七頁。

(19) 「記者倶楽部よ、何処へ往く？」『新聞と社会』一九四〇年九月号、一一頁。

(20) 「不気味な噂」『新聞と社会』一九三八年一〇月号、三六頁。

(21) 難波功士「プロパガンダリストたちの読書空間」吉見俊哉編『一九三〇年代のメディアと身体』（青弓社、二〇〇二年）九四～一二六頁。

(22) 『新聞之新聞』一九三九年八月一四日一面。

(23) 同右一九三九年八月二二日一面。

(24) 同右一九三七年一〇月一日一面。

(25) 事実関係は、以下の記事を利用した。「記者倶楽部肅正問題」『新聞と社会』一九三九年三月号、六～一六頁。『新聞之新聞』一九三九年二月九日一面、同一三日一面、同一〇日一面。

(26) 東京の各記者倶楽部が母体となった現場記者の統合団体「新聞通信記者団総連盟」については、森前掲論文参照。

(27) 霞倶楽部事件については、有山輝雄『近代日本ジャーナリズムの構造—大阪朝日新聞白虹事件前後』（東京出版、一九九五年）一一一～一二六頁参照。

(28) 『新聞之新聞』一九三九年四月一九日二面。

(29) 同右一九三九年五月六日一面。

(30) 同右一九三九年五月五日二面。

(31) 同右一九三九年五月二九日一面。

(32) 「陸軍省記者倶楽部は自肅されたか？」『新聞と社会』一九三九年六月号、一七～二〇頁。

(33) 「都下新聞界の『八社運動』の正体」『新聞と社会』一九三九年八月号、二四～二五頁。『日本新聞年鑑』昭和十五年版第三篇、一〇一頁。

(34) 「戦前の情報機構要覧」（出版社不明、一九六四年）四九頁。八社政治部長会がいつから始まったのかは不明だが、同書四二頁の資料によれば、一九三七年八月の段階ですでに存在していた。初代内閣情報部長、横溝光暉の回想によれば、『東朝』の細川隆元、『同盟』の福田一ら錚々たる政治部長が集まる会議は、「政府側と新聞社側との接触で十分に理解を深める」ものだったという。『別冊新聞研究—聴きとりでつづる新聞史』第八号（一九七九年）一〇六頁。

- (35) 『新聞之新聞』一九四〇年八月二三日二面。
- (36) 『新聞統制具体案（尾之上私案）』有山輝雄・西山武典編『情報局関係資料』第二卷（柏書房、二〇〇〇年）四六頁。準中央紙は、文章の前半にある『北海タイムス』『河北新報』『名古屋』『新愛知』『福岡日日』の五紙のことである。
- (37) 『新聞之新聞』一九四〇年十一月一日一四日一面。
- (38) 同右一九四〇年二月一日一面。
- (39) 同右一九四〇年九月二〇日一面。
- (40) 同右一九四〇年十一月一日一面。
- (41) 同右一九四〇年一月四日一面。
- (42) 同右一九四一年二月二五日一面。
- (43) 季武嘉也「一ブロック紙の昭和戦前史」『年報・近代日本研究12—近代日本と情報』（山川出版社、一九九〇年）二一—二三三頁。
- (44) 宮本吉夫「戦時下の新聞再編成（二）」『新聞研究』一九七五年九月号、七二頁。
- (45) 御手洗辰雄『新聞太平洋記』（鱗書房、一九五二年）一七九頁。
- (46) 『文化情報』一九四一年五月二九日三面。
- (47) 同右一九四一年九月一日一面。
- (48) 『別冊新聞研究—聴きとりでつづる新聞史』第一二号（一九八一年）七七頁。
- (49) 『新聞新体制に対する意見書』有山・西山編前掲書第六卷、三九八頁。
- (50) 『新聞ノ戦時体制化ニ関スル件』有山・西山編前掲書第六卷、四〇二頁。
- (51) 中央省庁であっても、宮内省や、すでに倶楽部新体制を織り込んで設置されていた情報局、企画院は、整理の対象外とされた。帝国議会、経済団体、地方公共団体の倶楽部も対象外である。
- (52) 『新聞記者倶楽部ニ関スル件』（外務省外交資料館蔵、昭和戦前A門3類5項0目13号）一九四一年二月九日。
- (53) 「〇〇記者会規約（案）」有山・西山編前掲書第二卷、一四五頁。
- (54) 『日本紡織新聞』事業概要』有山・西山編前掲書第七卷、二二三—二二五頁。
- (55) 『新聞通信』一九四一年二月一三日一面。
- (56) 『通信整理結果通知』有山・西山編前掲書第七卷、七〇—七三頁。
- (57) 『文化情報』一九四一年二月一三日三面。
- (58) 同右一九四一年二月一七日一面。
- (59) 同右一九四一年二月一三日三面。
- (60) 『新聞通信』一九四一年二月二四日一面。
- (61) 『情報局記者会会則』荻野富士夫編・解題『情報局関係極秘資料』第一卷（不二出版、二〇〇三年）一一六頁。
- (62) 『文化情報』一九四一年四月一四日二面。

- (63) 「局報」(第一一五号、一九四一年四月一七日) 荻野編・解題前掲書第一卷、一一六頁。
- (64) このほか、「企画院研究会」では、「機密事項も記者団にも公開する」とのことだったが、国防保安令制定のため「現実の所実現不可能の形」となった(『新聞通信』一九四一年四月一五日二面)。
- (65) 『文化情報』一九四一年四月一八日一面。
- (66) 例えば、『文化情報』一九四一年二月二日一面、「記者俱整理不徹底に―新聞会が再整理」の記事。
- (67) 「輿論指導ノ強化ニ関スル件」有山・西山編前掲書第二卷、一八五頁。
- (68) 『日本新聞会々報』一九四二年七月二日三面。
- (69) 「報道、啓発及宣伝(対敵ヲ含ム)機能ノ刷新ニ関スル件」有山・西山編前掲書第二卷、一九六―一九七頁。
- (70) 宮本吉夫「戦時下の新聞再編成(五)」『新聞研究』一九四五年二月号、六一頁。
- (71) 『新聞通信』一九四二年一月二日四面。
- (72) 「報道機能刷新ニ関スル具体策」有山・西山編前掲書第二卷、二〇〇頁。
- (73) 『文化情報』一九四二年七月三十一日一面。
- (74) 「官庁記者会再編成要領」有山・西山編前掲書第二卷、一九二―一九三頁。
- (75) 『文化情報』一九四二年一月二八日二面。
- (76) 『新聞通信』一九四二年一月一七日一面。
- (77) 『日本新聞報』一九四三年一〇月三〇日三面。
- (78) 『日本新聞会々報』一九四三年二月二日一面、三月一日二面。
- (79) 『日本新聞報』一九四三年八月二四日二面。
- (80) 小野前掲書、三三八頁、および三四三―三四四頁。「東北振興記者会」を廃止するほか、私経団体記者倶楽部は、廃止と合併で従来のを五まで減らした。
- (81) 『日本新聞報』一九四四年四月二日一面、二二日一面、同二五日一面。
- (82) 『文化情報』一九四三年一月三〇日一面。
- (83) 藤井前掲論文、二八九頁。
- (84) 『日本新聞報』一九四五年六月二六日一面。
- (85) 『文化情報』一九四二年一〇月三日一面。
- (86) 同右一九四三年三月一〇日一面。
- (87) 日本新聞会事務局「日本新聞会便覧」(日本新聞会、一九四四年)六―七頁。
- (88) 『文化情報』一九四二年九月五日三面、同二七日一面。
- (89) 『日本新聞会々報』一九四二年六月一〇日二面、四面。
- (90) 『日本新聞報』一九四三年六月二九日一面
- (91) Graham Allison philip Zelikow and, *Essence of Decision: Explaining the Cuban Crisis* (Second edition) Addison Wesley Longman, 1999, pp.294-295.